

隠監第8号
令和3年9月1日

隱岐の島町長
池田 高世偉 様

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘

同 米澤壽重

令和2年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方自治法第233条第2項の規定により令和3年8月2日付隠総第117号にて審査
に付された令和2年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算について審査したの
で、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、地方自治法第241条第5項の規定による「基金の運用状況の審査」、財政健全化法第3条第1項の規定による「普通会計の財政健全化審査」を実施したので報告い
たします。

令和2年度隱岐の島町一般会計・特別会計 歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の概要

1、審査の対象

令和2年度における会計管理者所属の下記に掲げる一般会計ほか特別会計の全12会計の決算を対象とした。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

- ①国民健康保険事業勘定特別会計
- ②国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計
- ③国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計
- ④国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計
- ⑤下水道事業特別会計
- ⑥駐車場事業特別会計
- ⑦訪問看護事業特別会計
- ⑧布施へき地診療施設事業特別会計
- ⑨五箇へき地診療施設事業特別会計
- ⑩中財産区特別会計
- ⑪後期高齢者医療保険事業特別会計

2、審査の期間

令和3年8月2日から同年8月27日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

- 8月 2日（月）
- 8月 3日（火）
- 8月 4日（水）
- 8月 23日（月）
- 8月 24日（火）
- 8月 27日（金） 以上6日間

なお、期間中の8月3日は、別途監査依頼された上水道事業会計の決算審査を中心に行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

審査は、歳入においては調定額と収入未済額の調査のほか、予算現額と収入済額との差額の発生理由について特に調査を深めて対応した。この調査は、決算審査において提出依頼した調書内容及び担当職員から聴取したときに、職員が調定額と収入額に視点をおき、予算額に対する収入額を軽視する傾向が見受けられたことから今年度も引き続き調査を行ったものである。調査の詳細な状況は、後ほど報告する。

歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業についての内容調査を、また、一般会計から特別会計への繰出金の状況と基金の状況について審査の限られた期間の中で重点的に調査を行った。

第2 審査の結果

1、決算計数について

審査に付された一般会計及び特別会計の「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りは無いものと認められた。

収入未済額についての決算審査をする中で、「別表④収入未済額」のとおり、決算書上では読み取れない3件の事案について、まずは説明、報告しておきたい。

① 一般会計の決算書の収入未済額は4億7,897万4千円である。

この収入未済額には、翌年度への繰越事業となった財源の国・県支出金の調定をしているが年度内の収入が無かったもの4億2,060万2千円が含まれている。町民の滞納額の実態を調査するうえでは、この繰越事業関連の収入未済額は差し引いて考えることとする。

② 諸収入の生活保護費返還金における調定額は、返還金に履行期限を設けその属する年度で調定しているため、決算書上の収入未済額と実際の年度

末の収入未済額（返還金未済額総額）とは異なっている。

決算書の収入未済額	現年、過年分の計(405万5千円)
台帳上の収入未済額	594万4千円
差額	188万9千円

- ③ 国保、後期高齢者医療の保険料の収入未済額には、調定減額後に行う還付すべき金額が未処理(還付未済額)のまま含まれていて、実際の収入未済額とは異なっている。

国保料の還付未済額	44万6千円
後期高齢者医療保険料の還付未済額	29万2千円

また、平成31年度(令和元年度)決算で収入未済額があった項目について、令和2年度の調定額との整合性の審査をおこなった。税など前年度の決算後に過去に遡っての賦課更正が行われることがあるから前年度の収入未済額と今年度の滞納分の調定額が同額とはならないのは承知している。しかし、過去の調定事務のミスによる誤りが判明して調定額を修正したものも数件あった。内容調査の結果、令和2年度の調定額は正当であることを確認して審査を終えた。

2、財政状況について

(1) 一般会計について

令和2年度の一般会計の予算規模は208億4,536万5千円で、決算規模は
歳入 198億4,416万2千円
歳出 195億5,581万5千円
差引 2億8,834万7千円 であった。

「別表①年度比較」は予算額と決算額の前年度との比較表である。表・3の年度比較、及び表・4の対前年度伸び率のとおり、前年度からの繰越分（繰越明許費）は減額であったが、現年度分の増額が大きかったため、予算規模は26億1,841万円14.4%の増となり、町村合併後最大の予算規模となる200億円超となり、決算規模は歳入では20億4,481万9千円11.5%、歳出でも20億729万7千円11.4%それぞれ増となつた。

この増の要因は、新型コロナウィルス感染症対策関連経費や8月豪雨災害の復旧事業費によるものである。

(参照:「歳入歳出決算付属書類」p 74 令和2年度実質収支に関する調書)

歳入歳出の差引額(形式収支額)2億8,834万7千円から翌年度へ繰越すべき財源(繰越明許費)4,435万4千円を差し引いた2億4,399万3千円が実質収支額である。うち地方自治法第233条の2の規定により1億3,000万円を基金に積み立てることから、次年度の繰越金は1億1,399万3千円となる。

歳入・歳出予算額に対するそれぞれの収入率及び支出執行率の状況は「別表①年度比較」表-1の令和2年度一般会計決算状況のとおり、収入率は95.2%、執行率は93.8%であった。

収入率は100.0%に近いのが良く、100.0%を超せば余剰金が発生することになり、一方、執行率は低いほど財源に余裕ができる反面、低すぎると予算編成上に問題があるといわれている。では健全な自治体の適正な執行率はというと、財政の一般論では実質収支比率(標準財政規模に対する実質収支額の率)の適正な数値範囲は3~5%と言われている。本町の標準財政規模84億9,934万2千円と実質収支比率から実質収支額を計算し、収入率100%の場合の執行率を試算して、執行率の適正な数値は98.7%から97.9%と推計したところである。

収入率100%に対して95.2%、執行率は98.7%から97.9%に対して93.8%と低い結果となった。

なお、本町のR2年度地方財政状況調査(普通会計)の実質収支比率は2.88%となっている。

低い数値の要因を調べると、この数値には、令和元年度からの繰越事業の収入率89.6%、執行率85.3%が含まれていて、繰越事業の予算額は総予算の2.2%というわずかな割合だが、引き下げる要因となっている。

繰越事業において、当初予定していた事業内容の見直しで事業費が大幅な減額となったことから、極端に低い数値となったもので、繰越事業の予算は事業年度に増減額の補正ができないことから、こうしたことが起こりえるが、今年度決算の特徴の一つである。

このように収入率・執行率は、前年度あるいは翌年度への繰越事業による予算と決算の差額の発生によっても変動するものであり、令和2年度でも翌年度への繰越事業が計上されていることから「別表③一般会計決算状況」で、翌年

度への繰越事業費を 100%の収支があるとして決算状況を試算してみた。結果は収入率 100%に対し 99.7%、執行率は範囲内の 98.6%となった。

(2) 特別会計について

令和 2 年度の特別会計は、「別表②特別会計の決算状況」に示すとおり、全会計の単純合計金額だが歳入決算総額 48 億 2,167 万 4 千円、歳出決算総額は 47 億 5,464 万 8 千円となり、全会計において黒字決算であった。

なお、駐車場事業特別会計を除く特別会計には、一般会計からの繰入金があり、その総額は 9 億 4,531 万 1 千円と前年度より 1,094 万 7 千円増額となった。

下水道事業会計や後期高齢者医療会計などへの繰入金が増額となったものだが、中村、布施診療所会計への診療所の減額もあった。

各関連法で規定され地方財政計画によって一般会計で負担すべき経費と定められた繰出基準による公債費や人件費に充当される繰出金が大半で、赤字補填財源の繰出金はないとの財政分析である。

第 3 審査意見

1、予算執行率等について

前述の「第 2 - 2 財政状況について」で述べたとおり、予算に対する収入率 95.2%、支出執行率 93.8%と、それぞれの率は低いと判断し、この要因を調査した結果、繰越事業による影響と予算編成の課題とがあることが明らかになった。

まず繰越事業の件だが、ここ数年の決算において、事業の大規模化による継続費や繰越事業とは別に、町道整備事業などにおいて繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念するものである。

繰越事業の影響は、当初予算計上事業でも、事業の発注時期がだんだん遅れてくるなど、繰越事務の労力だけでなく起債や地方交付税の関係などで財政面にも影響を及ぼすことから注意を要するものと思われる。

繰越事業費を勘案した試算数値では収入率 99.7%、執行率では 98.6%と決算総額においては、ほぼ良い数値となったが、予算額 200 億円の 0.3%は 6 千万円の減収であり、収入率が 100%に届いていないこと、また、「別表③一般会計決算状況」のとおり科目別にみると歳入・歳出ともに低い数値の科目もあり、予算編成に課題があるのでないかと懸念するところである。

歳入において収入額と予算額との差額が生じている決算については、詳細な内容調査までできなかったが、調定額変更と予算額との連動が見受けられず、年度

中途の変更に対して適正な補正予算が編成されていないことが見受けられた。特に特定財源の増減は、歳出の事業費の変更あるいは財源組替など適宜対応すべき事項であると判断している。

また、歳出予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や町民に対して信頼を損なうことになるので、今後の予算編成において十分留意いただきたい。

また、「別表③一般会計決算状況」で分析したところ、令和2年度の一般会計の予算編成は、積極的な当初予算額184億1千万円を計上していたが、コロナ関連経費の発生や、災害復旧事業によって建設事業の次年度以降への先送りなど諸々の要因によって歳入歳出ともに多額の補正予算の増減を行っている。補正を行った要因を精査して、翌年度以降の予算編成に活かしていただきたい。

また、繰越明許費は事業当該年度での予算補正ができないので、費用を加算した事業費としていることから、「別表⑤繰越明許費」の調査のとおり収入不足や支出不用額が発生し収入率や執行率が低い傾向にある。特にR2年度決算においては教育情報化推進事業の事業内容変更による事業費変更は特筆すべき事象であった。また、総計では前述の事業費減額に伴い1,988万3千円の繰越充当財源を余した結果となったが、各々の事業で繰越事業充当の一般財源が繰越された財源を超過し、当該年度の一般財源から補填されている状況もあり、金額の多少にかかわらず好ましくない会計処理と考える。繰越額の積算には事業費と財源について十分留意いただきたい。

2、税等の滞納処理について

収入未済額の概要は、次のとおりである。なお、詳細は「別表④収入未済額」をご覧いただきたい。

(単位:円)

会 計	決算書の 収入未済額	うち 繰越明許費	(+) 調整額	実質収入未済 額(滞納額)
一般会計	478,974,273	420,602,434	生保返還金 1,888,873	60,260,712
国保会計	28,534,661		還付未済額 446,400	28,981,061
下水会計	172,957,754	170,690,000	0	2,267,754

後期高齢者 医療会計	315,050	0	還付未済額 292,650	607,700
合 計	680,781,738	591,292,434	2,627,923	92,117,227

※後期高齢者医療会計の特別徴収分は収入未済額が無いため普通徴収のみ計上

税等の滞納額と決算書上の収入未済額との違いがあることは、前述「第2審査の結果」で申し述べたところであるが、上記表の調整額欄のとおりであり、町税など町民から徴収すべき収入未済額は、全会計で9,211万7千円と試算している。これに別途監査報告を行う上水道会計の水道料等の収入未済推計額3,115万9千円を加えると合計で1億2,327万6千円にもなる。

収納については、徴収対策本部を中心とした職員の努力によって滞納分の徴収率が向上し、滞納総額が前年度と同じ内容で監査報告した1億6,707万6千円より4,380万円減少していることを評価するものである。

私債権の取り扱いについては、令和2年7月施行の債権管理条例等によって事務的な制度が整い徴収成果が現れてきたことを認めるものだが、一方、以前のこの種の債権に対する徴収姿勢の甘さも露呈した。

私債権である公営住宅料で1,616万円や学校給食費で187千円などを含めた不納欠損額は一般会計だけで2,230万3千円と前年度の全会計の1,171万7千円が倍増している。不納欠損処理については法的根拠に基づいて適正な処理が行われているが、多額な財源を放棄した事實を重く受け止め、公平公正な徴収業務を行うため、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うことに心掛けいただきたい。また、滞納者の状況は数人の大口滞納者の金額が相当なウエートを占めていることや、新規の滞納者が発生していることが調査で判った。より一層、徴収業務に努力するよう望むものである。

会 計	不納欠損額（円）
一般会計	22,303,804
国保会計	1,938,258
下水会計	203,404
後期高齢者医療会計	208,530
合 計	24,653,996

なお、学校給食費において、過去の収入未済額を不納欠損処理ではなく、担当部署の調査の結果として調定額を 243 万円減額処理している。これは決算書上に表記されないことから、監査報告すべき事例として取り扱う。

原因は、平成 27 年度まで給食費の徴収事務は学校現場で行われていたが、その時点での収入未済額が証拠書類を担当部署で調査した結果、正確な金額等が確認できないことがわかり、債権として成立しないと判断されて調定額を減額修正したものであった。

収入未済額の処理についての意見を付け加える。

冒頭、決算計数で述べた①の国県支出金の収入未済額の件について、繰越事業の交付決定通知は年度末から翌年度に及ぶことが多く、年度内に調定額の変更事務ができていなかったものがあり、収入未済額の数値は正確な額とは言えないものと考えている。この件は監査委員として調定事務のミスとは判断していないが、決算処理の取り扱い、調定事務の対応については検討の余地があると考える。

②の生活保護費の返還金の履行期限と調定との件、及び③の国保料などの調定減に伴う還付未済額が収入未済額に相殺されている件については調定事務が誤っているとは断定できないが、手法について今後の課題として財政担当課とともに検討願いたい。

3、財政の健全化等について

地方交付税の町村合併にともなう特例措置が無くなる一本算定は令和 2 年度からということで減額を懸念していたところだが、普通交付税は前年度比で減額となったものの特別交付税の増額もあり総額で 0.3% の増となった。経常的一般財源の 75% を占める普通交付税の動向は、町の財政状況を左右するものである。

一方、歳出では減り続けてきた公債費も大規模事業の借入金の返済が始まると前年比 1.6% の増加に転じ、豪雨災害、コロナ禍と予測しない財政負担が生じるなど、今後ますます厳しい財政状況が予測される。

真に町民のためとなる多種多様な行政施策を展開するために、財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたい。

(1) 基金について

地域振興基金は平成 29 年度以降、毎年度 1 億円超を取り崩していく、令和 2 年度においても 1 億 3,369 万 9 千円を町の総合戦略重点項目の財源に充当された。また、寄付金によるふるさと応援基金も教育関係事業や庁舎整備事業などに

1,705万4千円を繰り入れて、庁舎整備やジオパーク中核・拠点施設整備には1億3,718万2千円の公共施設整備基金を充当して大規模事業に取り組むなど特定目的基金を2億9,943万6千円活用した地域づくりが行われた。

財政調整基金と減債基金は、当初予算では合わせて6億4,522万7千円の繰入れた予算編成をしていたものの、財源確保などによって最終的には3億4,757万2千円を繰り入れた決算となった。

予算積立金とは別に前年度決算剰余金の積立金を1億1,000万円していることもあり、一般会計と特別会計の年度末の基金総額は、前年度より4億5,508万4千円減の50億6,704万6千円となった。

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものである。

(2) 一般会計から特別会計への繰出金について

繰出金の総額は、年々増加し、今後も下水道事業や後期高齢者医療事業への増額の傾向は続くものと推測している。

繰出金の基準内繰出金と基準外繰出金について調査を行った。

公営企業会計の上水道事業を含め、公営企業会計法の法非適用の下水道事業、また診療所会計を含む国民健康保険、後期高齢者医療事業など繰出基準に基づく繰出金は国の地方財政対策によって地方交付税等で財源措置されている。

一方、町の政策方針に基づく基準外繰出金であるが、財政分析上では赤字補填の繰出金は無いとのことであるが、今後も特別会計の運営・経営状況を適正に判断し安易な繰出金の支出には留意いただきたい。

以上、令和2年度一般会計、特別会計の決算審査の報告をいたします。

令和3年9月1日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘

同 米澤壽重

令和2年度隱岐の島町基金運用状況の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

地方自治法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査は、特定の目的のために定額の資金を運用する次の基金について審査を行った。

- (1) 用品調達基金
- (2) 土地開発基金

2、審査の期間

令和2年度隱岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

基金の設置目的に沿った運用がなされているかどうか、定額資金の一年度間の増減異動状況について審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された基金の運用状況は表のとおりであり、それぞれの関係書帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められた。

(1) 用品調達基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
物 品	0	18,833	18,811	22
現 金	1,000	18,811	18,833	978
計	1,000	—	—	1,000

(2) 土地開発基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
土地	166,260	0	0	166,260
現金	115,052	0	0	115,052
計	281,312	—	—	281,312

年度中の変動はなかった。

2、意見

(1) 用品調達基金

用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを行うことを目的に設置された基金。今後も施行規則を順守した運用に心掛けていただきたい。

(2) 土地開発基金

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置された基金であるが、将来の基金の需要額を見据え、今後のあり方について検討をいただきたい。

以上、令和2年度隠岐の島町基金運用状況の審査の報告をいたします。

令和3年9月1日

隠岐の島町監査委員 獅野正弘

同 米澤壽重

令和2年度隱岐の島町財政健全化の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第3条の規定により提出された、令和2年度普通会計における健全化判断比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和2年度隱岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四項目について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された健全化判断比率は表のとおりであり、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	隱岐の島町比率	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	13.63%	
②連結実質赤字比率	—	18.63%	
③実質公債費比率	9.8%	25.00%	
④将来負担比率	131.8%	350.00%	

2、意見

- ①実質赤字比率、及び②連結実質赤字比率は、黒字決算であり問題はない。
- ③実質公債費比率9.8%は、前年度数値の9.2%より0.6ポイント上昇しているが、問題となる数値ではない。
- ④将来負担比率131.8%は、前年度数値の112.7%より19.1ポイント上昇しているが、問題となる数値ではない。

よって是正改善を要する事項はありません。

以上、令和 2 年度隱岐の島町財政健全化の審査の報告をいたします。

令和 3 年 9 月 1 日

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘

同 米 澤 壽 重